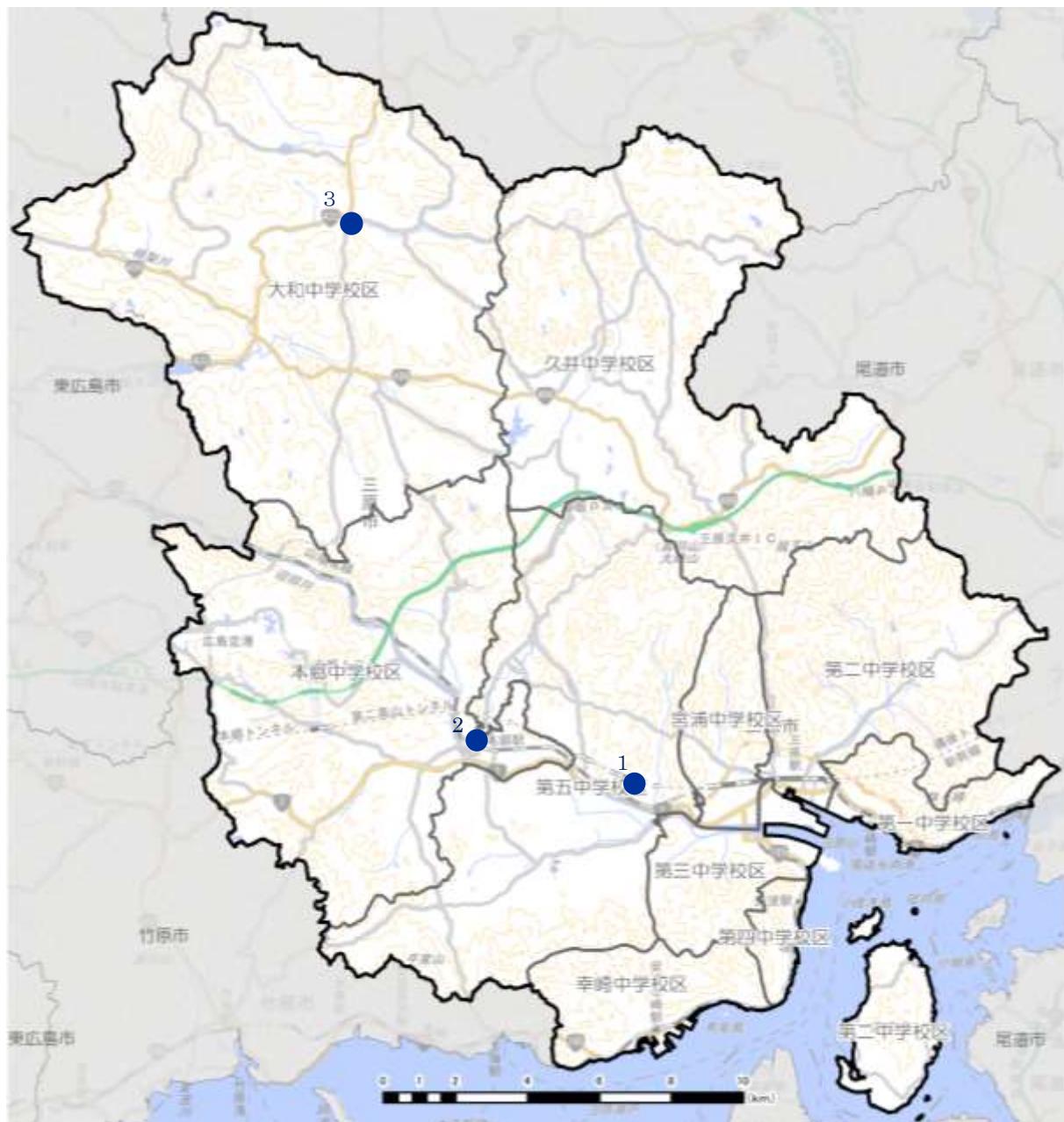


**三原市公共施設類型別実施計画
【市民文化系施設（人権文化センター）編】**

1 施設配置



No.	施設名
1	三原市人権文化センター
2	本郷人権文化センター
3	大和人権文化センター

2 施設データ（平成 29 年度の実績を記載し、収入・支出は臨時的なものを含む。経過年数は平成 30 年時点）

施設名	地域	建築年 (年)	経過 年数 (年)	延床 面積 (m ²)	収入 (千円)	支出 (千円)	収支 (千円)	利用者数 (人)	利用者 当収支 (円/人)
三原市人権文化センター	三原	1973	45	1,072	8,151	32,203	△24,052	27,447	△876
本郷人権文化センター	本郷	1981	37	384	8,020	16,448	△8,428	7,870	△1,071
大和人権文化センター	大和	1980	38	544	7,307	9,283	△1,976	6,402	△309

3 現状・課題

- ・人権文化センター（旧隣保館）は、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれた施設として、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うものである。
- ・事業内容は、国の「隣保館設置運営要綱」に基づき、隣保事業（必須事業）である①社会調査研究事業、②相談事業、③啓発・広報活動事業、④地域交流事業、⑤周辺地域巡回事業、⑥地域福祉事業の6事業を実施している。
- ・各センターに人権相談員を配置し、地域住民に対する生活上の相談や人権に関わる相談に応じ、助言指導を行ったり、他の行政機関や福祉施設等への連携を図っている。

(1) 三原市人権文化センター

- ・年間平均利用者数が 25,000 人を超えており、特に教養文化連続講座やサークル活動などの地域交流事業が活発で、その成果を文化祭などでも披露している。
- ・人権啓発の推進として、年 2 回人権講演会を開催し、各種団体や企業などから講師を招いて、様々な人権問題についての学習や啓発活動に取り組んでいる。
- ・耐震診断の結果、一部基準の目標値を満たしていないため、早急に耐震改修工事の実施が必要である。
- ・国の「隣保館設置運営要綱」において、2 階以上の建物については、昇降機を設置するなど、その環境整備に努め、高齢者や障害者の利用に配慮することが示されているため、エレベーターの設置が必要である。

(2) 本郷人権文化センター

- ・地元町内会や利用者団体等による実行委員会を組織し、盆踊り大会やグラウンド・ゴルフ大会などの地域交流事業を実施している。このほか、センター周辺地域の高齢者を対象に、「生きがいづくり」や「健康づくり」「人権啓発の機会づくり」などをテーマに毎月事業を企画し、実施している。
- ・建物は新耐震基準を満たしているが、建設から 37 年を経過しており施設の老朽化と設備の経年劣化が懸念される。

(3) 大和人権文化センター

- ・北部地域（久井町、大和町）における人権啓発及び住民交流の拠点となっている。

- ・人権啓発の推進として、年4回人権学習会を開催し、各種団体や大学などから講師を招いて、様々な人権問題についての学習や啓発活動に取り組んでいる。また、社会福祉協議会と連携し、毎月「くらしの相談会」を開催して、生活相談や人権相談に応じている。
- ・建設後38年が経過し、旧耐震基準で建築されていることから、耐震診断の実施が必要である。

4 実施方針

- ・人権文化センターは、社会福祉法における第二種社会福祉事業（隣保事業）を実施する施設で、近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種事業を行うことが規定されている。このため、単なる集会施設ではなく、人権啓発と住民交流、地域福祉を支援する拠点として位置づける。
- ・国は、平成28年に①障害者差別解消法、②ヘイトスピーチ解消法、③部落差別解消推進法のいわゆる人権三法を施行し、人権課題解決に向けた取組を推進している。市では、平成17年12月に策定した「三原市人権教育・啓発推進計画（以下「計画」という。）」を平成31年3月に改定し、今後取り組むべき人権教育・啓発の方向を示すことで、人権が尊重される社会の実現をめざし、差別や偏見のない明るく住みよいまちづくりを進めていく。
- ・計画を推進し、同和問題をはじめとする様々な人権課題に対応するために、3施設とも機能・建物を継続し、各地域における生活上の各種相談事業や人権課題解決のための教育・啓発活動などの各種事業を行うとともに、各センターと関係機関と密接に連携しながら事業実施及び施設運営に取り組んでいく。

5 個別施設の方向性

施設	方向性		説明
	機能	建物	
三原市人権文化センター	継続	継続	機能・建物を継続する
本郷人権文化センター	継続	継続	機能・建物を継続する
大和人権文化センター	継続	継続	機能・建物を継続する

6 年次計画

施設名	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
三原市人権文化センター	継続						→
本郷人権文化センター	継続						→
大和人権文化センター	継続						→